

令和5年5月8日

保護者の皆様

広島国際学院中学校・高等学校

校長 岡田 隆治

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせとお願い）

日頃から本校の教育活動にご協力とご理解をいただき、誠にありがとうございます。

5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置づけられることに伴い、学校における感染症対策が変更されるとともに「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されました。学校においては、このことを踏まえつつ、引き続き基本的な感染対策は行ってまいります。ご家庭におかれましても、お子様の日々の健康管理と感染症対策にご留意くださいますようお願いいたします。なお、感染の流行が見られる場合等には一時的にマスクの着用を促すことやマスクの着用を推奨される場面（健康診断や施設訪問）ではマスクの持参をお願いいたします。

1 毎朝の健康観察の実施について

登校前には健康観察の実施をお願いいたします。未診断の風邪症状のある場合は登校を控え、自宅で休養するとともに経過により受診をお願いいたします。PCR検査等を実施した場合その後は、結果が判明するまで登校を控えるとともに、必ず学校へお知らせください。学校感染症（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等）と診断を受けた場合はさかのぼって出席停止期間として扱います。なお、登校後に風邪症状の見られる場合は早退処置とさせていただきます。

2 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

生徒本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。なお、症状軽快後10日を経過するまではマスクの着用をお願いいたします。

診断を受けた際には学校へ発症日・症状をお知らせ下さい。再登校の際には本校ホームページより治療証明書をダウンロードして、保護者が必要事項を記入の上、担任まで提出をお願いいたします。

3 同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

令和5年5月8日以降は濃厚接触者の特定は行われません。よってご家族の陽性が判明した場合も出席停止は求めません。ただし、生徒本人に症状がある場合は自宅での療養をお願いいたします。